

2019.10.01

ESG リスクトピックス <2019 年度第 6 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 水 ■

リーバイス、水ストレスの高い地域での水消費量を 2025 年までに半減

米国リーバイ・ストラウス（リーバイス）は 8 月 22 日、新しい水に関するアクション戦略「2025 水アクション戦略」を発表した。全生産量の 80%を占める主要サプライヤーと協働し、水ストレス*の高い地域において製品生産時の水消費量の 50%を 2025 年までに削減する。また同地域における水へのアクセスを向上させる取り組みも実施する。

この戦略では、地域ごとの状況に応じた目標の設定や、NGO 等との連携、水ストレスの検証に「世界資源研究所(WRI)」のデータを活用するなど様々なアプローチが採用されている。

* 水需要のひっ迫の程度を表す指標のこと。

(参考情報：2019 年 8 月 22 日付 リーバイ・ストラウス HP：

https://www.levistrauss.com/wp-content/uploads/2019/08/Water-Strategy-Press-Release.FINAL_August-22-2019.pdf)

■ 気候変動、生物多様性 ■

アパレル 32 社が「ファッション協定」に署名

アパレル 32 社は 8 月 23 日、フランスで開催された G7 サミットに先立ち、気候、生物多様性、海洋保護に関する「ファッション協定」に署名した。署名企業やブランドには、アディダス、ケリング、ナイキ、GAP、H&M、シャネル、プラダ、ラルフローレンなどが含まれる。同協定は、2050 年に温室効果ガス排出量ゼロを達成するための行動計画の策定、科学的根拠に基づく生物多様性保護の目標の策定、使い捨てプラスチックの段階的廃止を行うとしている。

(参考情報：2019 年 8 月 23 日付 ケリング社プレスリリース：

<https://www.kering.com/en/news/32-leading-global-fashion-and-textile-companies-make-commitments-on-climate-biodiversity-and-oceans>)

Social—社会—

■ 個人情報 ■

NTT ドコモ、利用者自身が個人情報の活用範囲を自由に確認・変更できるサイトを新設

NTT ドコモは 8 月 27 日、携帯電話の利用者などが同社に提供している個人情報について、提供者自身が、自分の個人情報の第三者提供や位置情報の取得・利用などの同意状況を自由に確認し、必要に応じて変更できるサイトを新設すると発表した。サービス開始は 12 月 11 日から。同社の個人情報の活用状況に関する透明性を高め、利用者の不安を取り除くことで、個人情報を活用したデータビジネスを本格化させるのがねらい。

(参考情報：2019 年 8 月 27 日付 NTT ドコモ HP：

https://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2019/08/27_00.html)

■ 労働問題 ■

ファーストリテイリングがアジア 7 カ国の労働者支援で ILO に 1 億 9 千万円を拠出

ユニクロなどを傘下に持つファーストリテイリングは 9 月 4 日、同社が生産拠点を置くアジア 7 カ国で、労働者の社会保障の充実と労働環境の改善を目的に、国際労働機関 (ILO) とパートナーシップを締結したと発表。2019 年から 2 年間で 180 万米ドル (約 1 億 9 千万円) 拠出する。対象国はバングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ミャンマー、ベトナム。同地域で縫製産業の失業リスクが高まっていることから、労働市場や社会保障制度の比較調査や労働者の保護水準の向上のための政策対話に資金を充てる。

(参考情報：2019 年 9 月 4 日付 ファーストリテイリング HP：

<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/news/1909040900.html>)

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

ビジネス・ラウンドテーブルが「脱・株主第一主義」を宣言

米国の主要企業で構成される経営者団体「ビジネス・ラウンドテーブル」は 8 月 19 日、「企業は株主だけでなく顧客や従業員、地域社会など、利害関係者全てに便益をもたらす責任がある」とする声明を発表した。

同団体は 1978 年より定期的に基本方針を改訂してきたが、今回初めて、米国の経済界を支えてきた「株主第一主義」の視点から大きく転換を図り「顧客の期待を上回る価値の提供」「従業員のスキル開発を支える投資」「取引先の規模に関わらず公平な取引を実践」「事業を取り巻く環境、地域社会への支援」「株主への長期的な価値の創出」といった 5 項目を新たな優先課題とした。

(参考情報：2019 年 8 月 19 日付 ビジネス・ラウンドテーブル HP：

<https://www.businessroundtable.org/business-roundtable-redefines-the-purpose-of-a-corporation-to-promote-an-economy-that-serves-all-americans>)

■ ガバナンス ■

公正取引委員会が「デジタル・プラットフォーマーと消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」を公表

公正取引委員会は8月29日、デジタル市場における公正・自由な競争の確保のため「デジタル・プラットフォーマー*と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」を公表した。

同案は「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」(2018年12月公表)に基づき、優越的地位の濫用にあたる具体的な考え方を示したものであり、例としてデジタル・プラットフォーマーが消費者の個人情報の取得において「利用目的を知らせない」「利用目的の達成に必要な範囲を超え、消費者の意に反している」「個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じない」「消費者がサービス利用の対価として提供している個人情報等とは別に、経済上の利益を提供させる」といった行為を挙げている。

* 企業や個人に対し、インターネット上で販売・宣伝活動等を行う際に必要な基盤(プラットフォーム)を提供し、提供の対価として取得した個人情報等のデータに基づき、サービス提供や広告配信等を行う事業者のこと。

(参考情報：2019年8月29日付 公正取引委員会 HP：

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/aug/190829_dpfp.html)

全般・その他

■ SDGs ■

総務省が、SDGs 各目標の到達度示すデータを公表 企業・自治体の取組検討に活用期待

総務省は8月8日、SDGsの各目標の達成度を測るグローバル指標の全244指標のうち作成中などを除く125指標について、日本の現状を示すデータを公表した。今回の公表は、対象の目標に対する日本の到達度を明らかにした格好。国全体の目標達成に向けた取組を企業・自治体などが考える際の参考に活用できそうだ。

(参考情報：2019年8月8日付 総務省 HP：

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000163.html)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、特別報告書「気候変動と土地」を公表
（参考情報：2019年8月8日付 IPCC プレスリリース ほか）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*は8月8日、特別報告書「気候変動と土地**」を公表した。同報告書は、気候変動と土地の関係についての科学的知見を評価することを目的としたものである。

報告書では、農業、林業及びその他の土地利用が、2007年～2016年の人為的な温室効果ガス総排出量のうち約23%を占めていることが示され、持続可能な土地管理（土壌、水、動植物を含む土地資源を、生産性や環境面の機能を維持しながら管理・利用すること）が気候変動の緩和・適応に寄与しうることが指摘された。ただしその一方で、土地に関する対応による気候変動の緩和への貢献には限界があるともされており、IPCCはあらゆる部門からの温室効果ガス排出量削減が必要と呼びかけている。

また、IPCCは食料システムの問題についても強調した。報告書においては、気候変動が土地に対して影響を与え、食料システムなどに対するリスクを悪化させると警告したうえで、食品ロス・廃棄物の削減や食事の選択などの食料システムに関する対策が、より持続可能な土地利用管理や食料安全保障の強化、温室効果ガスの排出削減につながるとしている。

- * 国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が設立した、気候変動に関連する科学的評価を担当する機関。
- ** 正式名称は「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関する IPCC 特別報告書」。

Q&A

**Question**

昨今、上場子会社に関連する報道等を多く目にします。本制度の問題点や今後の見通しを教えてください。

Answer

上場子会社は、企業には独自の資金調達による成長の加速や社員のモチベーションの維持・向上が期待できる一方、投資家側にも新たな投資先が増えるなどのメリットが考えられるため、日本では海外に比べて多くの企業が採用しています。一方で、支配株主（親会社）の行動によっては子会社の他の株主（少数株主）の権利や利益を損なう可能性（利益相反問題）があるなど、国内外の投資家を中心に、上場子会社という形態の合理性や少数株主の利益保護のあり方に疑問の声がありました。また、上場子会社の企業価値が資本市場でディスカウントされている可能性を指摘する声もあります。

政府は2019年6月に閣議決定した「成長戦略実行計画」の中で、企業のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化策として、上場子会社の問題を取り上げています。他にも経済産業省コーポレート・ガバナンス・システム研究会の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（以下、「グループガイドライン」）」や金融庁のスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の意見書が同様に言及しています。いずれも、上場子会社の利益相反問題を要改善課題とする認識が通底しています。

これらのうち、グループガイドラインは主な対応策に、以下を掲げています。

- ① 上場子会社の独立社外取締役比率の向上（3分の1以上または過半数）
- ② 独立性判断基準の見直し（10年以内に支配株主に所属していた者に該当する場合は選任しない）
- ③ 実効的なガバナンスの方策に関する情報開示・説明責任の強化

その他、上場子会社に関連して、各種団体から以下のような意見の表明があり、今後の動向に影響する可能性があります。

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク「支配株主を有する上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する意見」（2019年8月）
「独立社外取締役の独立性の担保および少数株主の利益保護の観点から、支配株主がその選任に賛成した独立社外取締役について、明白な過誤がない限り、その再任を拒絶すべきではない」

経済同友会「支配的株主を有する被支配上場企業のガバナンスについて」（2019年8月）
「支配的株主を有する被支配上場企業（いわゆる親子上場における上場子会社はその典型）のガバナンスは、わが国のコーポレートガバナンス改革の残された重要課題」であり、実効的な少数株主保護を実現するために、何らかの形で支配的株主に被支配上場企業の少数株主の利益保護を義務付けるなど、「早期是正に向け、会社法改正およびコーポレートガバナンス・コードの改訂を求める。」

こうした要請を受け、東京証券取引所の独立性判断基準やコーポレートガバナンス・コードの社外取締役比率などが見直される可能性があるため、今後動向の注視が必要です。

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
主任コンサルタント 小林 佑佳

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019